



2018 年合格目標

秋から始める 2018 年度本試験対策

TAC/Wセミナー 専任講師
渋谷校 姫野 寛之
なんば校 中山 慶一

TAC

247-8900-1011-16

1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、平成 29 年度司法書士試験の筆記試験の合格発表を受けて勉強を再開する(再開した)受験生のために、平成 30 年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

【各年度の基準点と合格点】

年度	基準点				合格点(基準点との差)
	午前の部	午後の部	記述式	合 計	
H14	81(27 問)	75(25 問)	32.5	188.5	206.0(17.5)
H15	84(28 問)	72(24 問)	36.0	192.0	208.5(16.5)
H16	78(26 問)	72(24 問)	31.5	181.5	197.0(15.5)
H17	87(29 問)	78(26 問)	25.5	190.5	203.5(13.0)
H18	81(27 問)	75(25 問)	31.5	187.5	202.5(15.0)
H19	84(28 問)	84(28 問)	30.0	198.0	211.5(13.5)
H20	84(28 問)	78(26 問)	19.5	181.5	189.5(8.0)
H21	87(29 問)	75(25 問)	41.0	203.0	221.0(18.0)
H22	81(27 問)	75(25 問)	37.5	193.5	212.5(19.0)
H23	78(26 問)	72(24 問)	39.5	189.5	207.5(18.0)
H24	84(28 問)	78(26 問)	38.0	200.0	215.0(15.0)
H25	84(28 問)	81(27 問)	39.0	204.0	221.5(17.5)
H26	78(26 問)	72(24 問)	37.5	187.5	207.0(19.5)
H27	90(30 問)	72(24 問)	36.5	198.5	218.0(19.5)
H28	75(25 問)	72(24 問)	30.5	177.5	200.5(23.0)
H29	75(25 問)	72(24 問)			

* 記述式問題の配点は、H14～H20 が 52 点、H21～が 70 点である。このことから、H14～H20 までの満点は 262 点、H21～の満点は 280 点となる。

〔参考〕

① 合格者数等

	出願者数	受験者数 ※	択一式基準点突破者数			記述式基準点突破者数	筆記試験合格者数
			午前	午後	両方		
H23	31,228	25,696	3,706	4,028	2,320	1,220	879
H24	29,379	24,048	2,992	4,101	2,169	1,145	841
H25	27,400	22,494	3,077	3,966	2,177	1,152	794
H26	24,538	20,130	2,525	4,759	2,033	1,065	762
H27	21,754	17,920	3,303	3,339	2,251	1,211	706
H28	20,360	16,725	3,114	3,960	2,280	1,150	659
H29	18,831	15,440	3,069	3,139			

※ 「受験者数」とは、午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。

② 直近 4 回の司法書士試験の合格点等の分析

	分析事項	H25	H26	H27	H28	H29
①	択一式問題の基準点の突破率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	7.9% (9.6%)	8.2% (10%)	10% (12%)	11% (13%)	
②	筆記試験の合格率 [出願者ベース (受験者数ベース)]	2.8% (3.5%)	3.1% (3.7%)	3.2% (3.9%)	3.2% (3.9%)	
③	択一式問題の基準点に達したが、記述式問題の基準点に達しなかった人数	1,025 人	968 人	1,040 人	1,130 人	
④	択一式問題の基準点及び記述式問題の基準点を通過したが、筆記試験合格点に達しなかった人数	358 人	303 人	505 人	491 人	
⑤	総合得点が筆記試験合格点以上であったが、不合格であった人数	71 人	95 人	50 人	65 人	

2 勉強の再開時期

勉強の再開時期が「夏」からである場合と「秋」からである場合で、その勉強内容は同じである。これは、中上級者(注)が確実に合格するために必要な知識量が、勉強の再開時期によって異なるはずがないからである。

(注) 「中上級者」とは、一般に、基礎講座の受講を終えて、司法書士試験を1回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、「中上級者」とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。もっとも、「中上級者」を正確に定義することは、非常に難しいため、2度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけば足りる。

もっとも、勉強の再開時期が「秋」からである場合には、それが「夏」からである場合に比べ、勉強の再開時期が約1か月半遅いことになるため、効率的な勉強方法を採用しなければならない。

3 合格への方法論（総論）

(1) 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

(2) 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問（分析問）

* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

(3) 予備校（中上級講座）の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記(2)に掲げる目的を、上記(3)を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

(4) 過去問演習及び分析

① 過去問演習

法務省の過去問に対する考え方をすることができる資料がある。

資料 1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

* 過去の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

② 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されることがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

* 過去の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断することができる場合が多い。

資料 2 過去問の知識のみで正解できる問題数とその内訳

1 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26	H27	H28	H29
午前 の 部	憲 法 (3)	0	1	0	1	0	0
	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16
	刑 法 (3)	1	0	1	3	1	3
	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2
	合 計	13	16	9	21	11	21
午後 の 部	民事訴訟法 (5)	3	0	3	5	2	3
	民事保全法 (1)	1	1	1	1	0	1
	民事執行法 (1)	0	0	0	1	1	1
	司法書士法 (1)	0	1	1	1	0	1
	供 託 法 (3)	1	2	2	3	2	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7	8	7	11
	商業登記法 (8)	1	1	4	3	3	1
	合 計	16	16	18	22	15	20

(前注) 問題番号が**ゴシック体**のものは、過去問の知識のみで正解を導くことができる問題である。

2 午前の部

(1) 憲法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1					
	2					
	3					

※ 第1問は、ア～オではなく、①～③である。

(2) 民法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	4	H23-4-オ (未成年者の親権者)	後見:H2-14-ウ (未成年者) 保佐:S63-3-3	H9-1-4	H9-1-3	H25-4-イ
	5	H23-5	H20-5		婚姻:H17-4-ア	H17-4-オ
	6	H15-7-イ	H24-6-ウ	H19-19-オ		H20-7-エ
	7	H24-8-2	H14-8-イ	H1-17-2		H24-9-ア
	8		詐欺:H27-7-イ		H28-18-エ	H24-8-4
	9	H23-9-イ			H23-9-オ	
	10	S58-10-4	H18-13-オ	H11-12-オ	S62-7-3	
	11	H14-10-エ	留置権:S58-9-5 動産質:H14-8-ウ		H19-13-ウ	
	12	H22-13-オ	S60-9-2	H14-9-ア・ウ	H9-17-2	H22-13-ア・イ・ウ・エ
	13	H23-14-イ	S58-8-4			H1-11-エ
	14	H16-pm20-ア	H25-15-エ	H1-pm17-4		S61-12-5
	15		H19-13-エ	H27-15-ア	H24-15-イ	H23-15-ア
	16		H19-17-イ	H23-17-イ	H7-8-ア	
	17	H8-6-3		H22-16-エ	S60-4-1	H27-18-イ
	18			H28-12-オ		H17-11-エ
	19					
	20		H23-20-ア	H11-20-ア	H26-20-ウ	H1-20-5
	21			H22-21-オ	H14-20-エ	H14-20-ア
	22	遺贈:H5-20-3	遺贈:H5-20-1 相続:H24-pm36	遺贈:H6-18-イ 相続:H28-22-1	遺贈:H25-22-エ	
	23	H25-23-イ	H25-23-ウ	H2-21-5	H16-22-3	

※ 第4問, 第10問, 第20問及び第22問は, ア～オではなく, 1～5である。

(3) 刑法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	24	H23-25-ウ	H23-25-オ	S57-28-3	S58-26-5	
	25		H18-27-イ	H25-25-ウ	S60-25-3	H21-25-ア
	26	H9-25-ア	未登記建物:H7-25-3		H9-25-イ	H7-25-1

(4) 会社法及び商法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	27					本店：H25-27-ア
	28					
	29				自己株式：H25-29-エ 自己新株予約権：H23-29-エ	
	30	(H22-30-ア)				H25-31-エ
	31					
	32		H25-33-イ	(H18-28-ウ)		H19-32-エ
	33	作成：H19-32-オ (合名会社) 公告：H20-35-オ	H24-33-ウ	H25-34-オ		
	34					
	35		(H21-35-イ)	H15-pm31-オ		H21-35-ウ

* 出題実績は、会社法の出題が開始された H18 以降の過去問に限る。

※ 第 29 問、第 34 問及び第 35 問は、ア～オではなく、1～5 である。

3 午後の部

(1) 民事訴訟法, 民事保全法及び民事執行法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	1	H22-1-イ	H27-4-エ	H26-1-イ		H24-1-ア
	2	H2-4-5		H11-5-5		
	3				H17-5-ウ	
	4		H16-4-オ		H24-2-ウ	
	5	H12-5-イ	H20-5-ア			H20-5-オ
	6	H25-6-イ	H9-7-4		H14-7-ア	H25-6-ウ
	7	H24-7-ア		H20-7-エ		H20-7-ウ

(2) 司法書士法及び供託法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	8	(S59-9-5)	H25-8-エ	H25-8-イ	H21-8-イ	H25-8-オ
	9	H20-10-エ	H24-9-オ	H20-11-ウ	H24-9-ア	H24-9-ウ
	10	H21-10-ア	H22-11-ウ	H23-11-エ	H22-11-オ	H16-11-ア
	11			H10-11-3	H10-11-4	

(3) 不動産登記法

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	12	H16-17-イ			H15-22-イ	H24-17-4
	13			(H26-15-イ)		
	14	H21-17-ア		H6-22-1	H14-16-ア	H24-21-5
	15		H13-11-オ		H21-24-エ	
	16	(H11-19-オ)	H19-12-オ		H25-17-3	H15-21-5
	17		S60-26-3	H19-16-ウ		
	18					H19-21-ウ
	19	H15-27-ウ	H15-25-エ	(H1-am22-5)		H14-17-イ
	20		H17-12-ウ	H19-13-エ	H20-24-イ	H25-17-1
	21				S58-23-2	H24-22-イ
	22	H25-22-1	H17-27-エ	(H5-20-2)	H11-19-ウ	
	23		H17-36			H25-19-イ
	24	H17-20-エ	H8-27-ウ	H13-13-イ		H10-15-ウ
	25		H24-22-ウ	H19-19-オ	(H16-27-ウ)	S61-15-4
26			H23-21-オ	(H21-20-エ)	H24-13-オ	
27			(H18-24-ウ)			

※ 第 23 問は、ア～オではなく、1～5である。

(4) 商業登記法

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
問 題 番 号	28	(S59-37-2)				H3-37-5
	29		H25-30-ア		H20-33-オ	H20-33-ア
	30			H23-31-オ		
	31		H19-am30-イ			
	32			H24-30-イ		
	33			H22-am32-ア		
	34					
	35				H22-35-ア	

4 方法論(各論)

(1) 択一式試験

① 憲法

(a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

* 典型論点を広く捉える。

(b) 判例の理論及び結論

(c) 未出の分野

② 民法

判例

③ 刑法

判例(過去問論点を中心)

④ 会社法及び商法

(a) 会社法(条文の抽象化)

(b) 判例(旧商法・判例)

(c) 商法(判例を含む。)

(d) 平成 26 年会社法一部改正

* **資料 3** 参照

⑤ 民事訴訟法、民事執行法及び民事保全法

(a) 過去問

(b) 判例

* 資料4参照

(c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

(a) 司法書士法(§3[業務], §22[業務を行ない得ない事件], §26～46[司法書士法人])

(b) 過去問(平成11年以前の過去問を含む。)

⑦ 供託法

(a) 弁済供託(過去問中心)

(b) 執行供託等

(c) 供託規則(近年の供託規則の一部改正を含む。)

* 資料5参照

⑧ 不動産登記法

(a) 過去問(各論及び各論的総論)

(b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記、外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論
- (f) 平成 27 年 2 月商業登記規則改正
 - ・ 取締役、監査役又は執行役の就任を承諾したことを証する書面に関する改正（本人確認証明書関係。商登規 61Ⅶ）
 - ・ 代表取締役等が辞任したことを証する書面に関する改正（商登規 61Ⅷ）
 - ・ 役員等の氏の記録に関する改正（商登規 81 の 2）
- (g) 平成 27 年 10 月商業登記規則改正
 - ・ 会社法人等番号関係（商登法 19 の 3，商登規 36 の 3）
- (h) 平成 28 年 4 月商業登記規則改正
 - ・ 登記すべき事項につき株主総会の決議を要する場合等の変更の登記の申請書の添付書面（株主リスト。商登規 61Ⅱ・Ⅲ）

資料 3 平成 26 年会社法一部改正

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度【H28-am31】
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式会社である場合等の総数引受契約【H29-pm30-ア, H28-pm31-イ】
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等【H28-pm31-ウ】
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等【H28-am27-エ】
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知【H29-pm31-エ】
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定【H27-pm29-イ】
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護【H28-am33-エ】
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格【H28-am34】
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役 of 監査の範囲に関する登記【H27-am30-イ】

資料 4 民事訴訟法の判例の出題

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1	1	1	3	2	4	3	2	4	1

資料 5 未出の供託規則の改正 [未出の供託規則の改正]

平成 27 年改正 (平成 27 年 10 月 13 日施行)	<p>① 供託をしようとする者は、一定の事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる（供託規 13 条の 3 第 1 項前段）。</p> <p>② 供託振替国債について、その償還期限の3 日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない（供託規 23 条の 2 第 1 項）。</p>
平成 28 年改正 (平成 28 年 1 月 1 日施行)	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、その者が提示した個人番号カードにより、その者が本人であることを確認することができるときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
平成 29 年改正① (平成 29 年 3 月 13 日施行)	<p>払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの（氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。）であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したときは、印鑑証明書の添付を省略することができる（供託規 26 条 3 項 2 号）。</p>
平成 29 年改正② (平成 29 年 4 月 1 日施行)	<p>供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第 18 条の規定による供託物の納入（供託規 18 条）又は供託金の提出（同規 20 条 1 項）に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる（同規 20 条の 4 第 1 項）。</p>

(2) 記述式問題

① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

* **資料6**参照

課題は、**出題形式の困難**にいかに対応するかである。

* 出題形式の困難

- ・ 問題文の長文化
- ・ 答案作成に当たっての注意事項の複雑さ
- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案用紙への記載量の増加

② 対策（全体）

後記【時間配分・解答順序】参照

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法、不動産登記法、会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

- * 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし、**記述式問題化**（ある論点が記述式問題で出題された場合に、当該論点を構成する要素がどのようなものとなり、また、どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) **解法の訓練**

後記【記述式問題の解法の概要】参照

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

- * 答案用紙の大部分は、申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

資料 6 既出論点の再出題

・ 不動産登記法

H29	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H28, H26, H25, H24, H21, H20
	相続登記の更正の登記	H8
	抵当権の債務者に相続があったことによる変更の登記	H15, H9
	賃借権の設定の登記	H26
H28	財産分与による所有権（持分）の移転の登記	S63
	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H26, H25, H24, H21, H20
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H25, H21, H11, H2
	抵当権の登記の抹消の前提としての合併を原因とする抵当権の移転の登記	H20, H2, S61
	一部譲渡による根抵当権の移転の登記	H3, S61
	債務者及び被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H3 等
	共同根抵当権の追加設定の登記	H5 等
	会社と取締役との利益相反取引	H27, H26, H23, H21 等
H27	根抵当権の債務者に相続が開始した後 6 か月以内に指定債務者の合意の登記がされないことによる当該根抵当権の元本の確定	H12, H10
	一部弁済による元本の確定後の根抵当権の一部移転の登記	H13
	極度額の増額による根抵当権の変更の登記	H5
	全部譲渡による根抵当権の移転の登記	H5
	被担保債権の範囲の変更による根抵当権の変更の登記	H5
	会社と取締役との利益相反取引	H26, H23, H21 等
H26	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H25, H24, H21, H20
	売買による所有権の移転の登記の前提としてする担保権の登記の抹消	H25
	会社と取締役との利益相反取引	H23, H21 等
H25	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H24, H21, H20
	遺贈の登記と相続登記の順序	H1
	登記名義人の住所等の変更の登記の省略	H21
	清算型遺贈があった場合の登記手続	H15
	登記の抹消に際しての債務者の変更の登記の省略	H21, H11, H2

H24	前提登記としての登記名義人の住所等の変更の登記	H21, H20
	農地の所有権の一部移転の登記(遺留分減殺)	H7
	持分の移転の登記(共有物分割)	H11
H23	所有権の移転の登記(会社分割)	H16
	根抵当権の債務者の変更の登記(相続)	H18, S58
	指定債務者の合意の登記	H18, S58
	会社と取締役との利益相反取引	H21 等
H22	登記名義人の氏名の変更の登記(相続人不存在)	H2
	及ぼす変更の登記	S60

・ 商業登記法

H29	本店移転（管轄内本店移転）	H26, H23（以上、管轄外本店移転）
	公開会社化（非譲渡制限株式会社でない株式を発行することによる公開会社化）	H24（通常の株式会社への移行の際にした株式の譲渡制限に関する規定の定め廃止による公開会社化）
	支配人を置いた営業所移転（本店移転）	H25（支店移転）
	支配人の代理権消滅（解散したことにより抹消する記号が記録された支配人の辞任の可否）	H25（後見開始の審判を受けた支配人の解任の可否）
H28	新株予約権の行使	H21, H18
	監査役設置会社の定め廃止	H26, H19
	代表取締役の予選	H20（登記不可事項）
H27	取締役会設置会社の定め設定	H24, H25
	監査役設置会社の定め設定	
	定款の任期に関する定め短縮	H25, H21
	募集株式の発行	H25, H20
H26	本店移転	H23
	株式の譲渡制限に関する規定設定	H23
	監査役設置会社の定め廃止	H19
H25	定款の任期に関する定め短縮	H21
	資本金の額の減少	H23
	募集株式の発行	H20
H23	監査役設置会社（廃止）	H21（設定）、H20（設定：申請代理不可事項）
	事業年度の変更	H20
	会計監査人の自動再任	H20

【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて 60 分以内

* 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

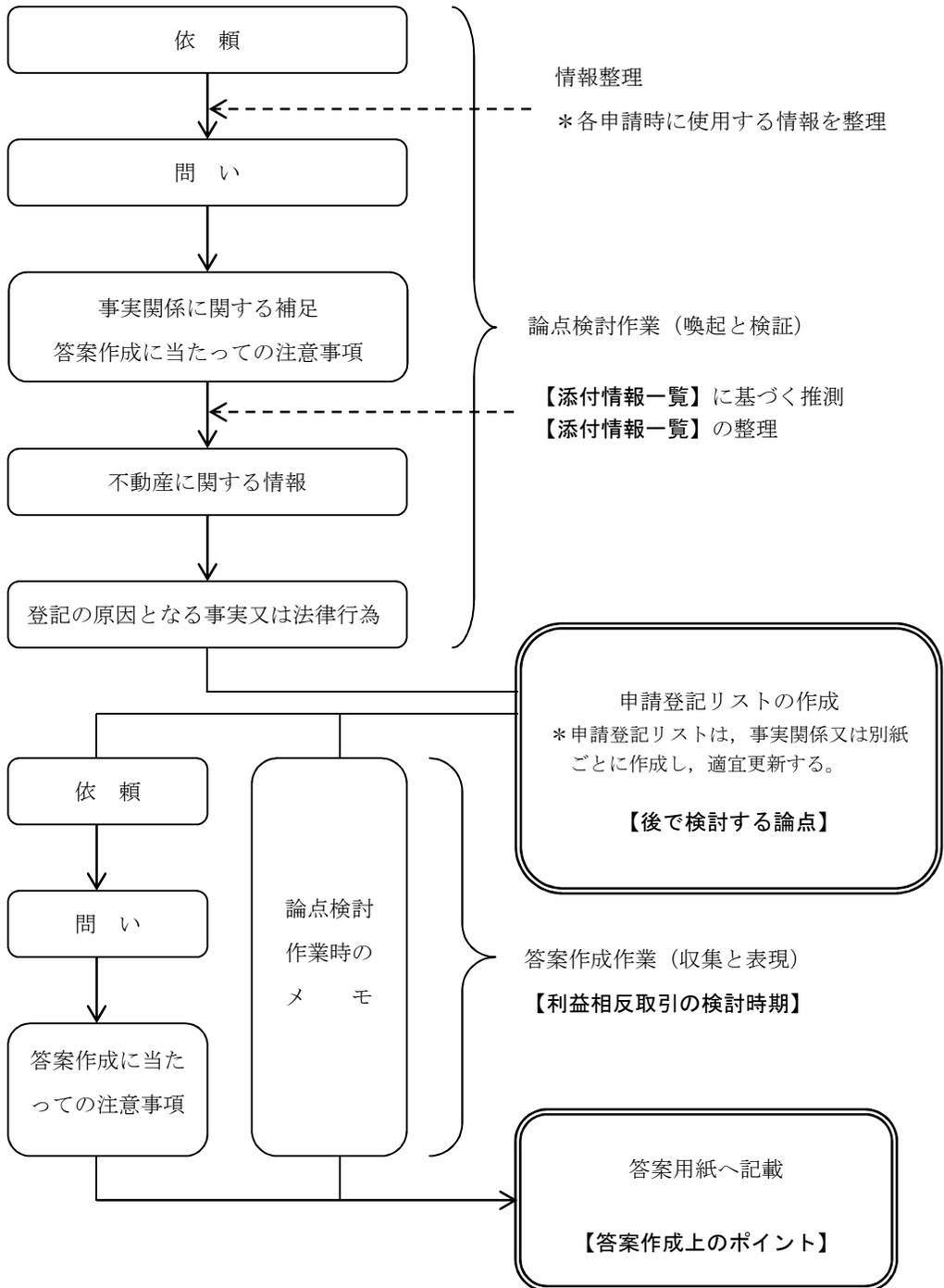
解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

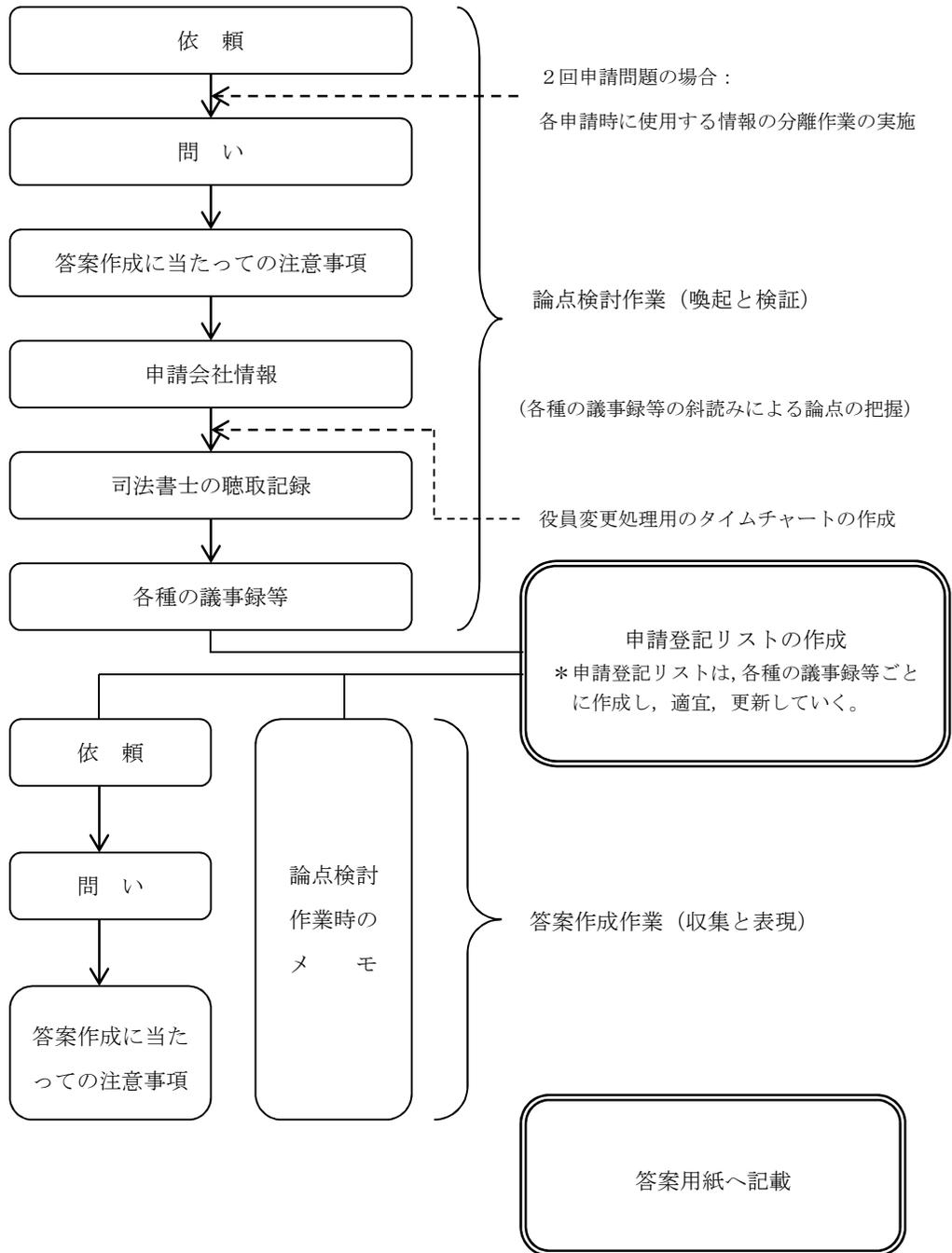
* 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

【処理手順】

- ・ 不動産登記法



・ 商業登記法



③ 不動産登記法

(a) 過去問論点

(b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

5 上級(総合)本科生等

このレジュメで示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座 上級(総合)本科生 である。

【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + 復習用問題集 (オプション教材)
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	テキスト3
	実践編	テキスト4

(1) テキスト1

業界一網羅性の高いテキスト

※ 2017年合格目標 択一式対策講座【理論編】のズバリの中は、**資料7**のとおりである。

(2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

(4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以上

<MEMO>

1 総合

	的中設問数	的中率（正解できる問題数）
午前の部	164／175	93.7%（34問） ※1
午後の部	169／175	96.5%（35問） ※2
合計	333／350	95.1%（69問）

※1 正解できなかった問題は、個数問題である第3問である。

※2 正解できなかった問題は、存在しない。

(前注) 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない問題である。

設問の[]は、択一式対策講座【理論編】のテキストの記述に基づいて正解できない設問である。

2 午前の部

		設問 ※					
		ア	イ	ウ	エ	オ	
第1問	憲法	憲・刑 p96	憲・刑 p97	憲・刑 p101			
第2問			憲・刑 p254	憲・刑 p252	憲・刑 p248	憲・刑 p246	
第3問		憲・刑 p185		憲・刑 p176	憲・刑 p231	憲・刑 p231	
第4問	民法	民 I p10	民 I p10	民 I p11	民 I p39	民 I p5, p7	
第5問		民 I p32	民 II p149	民 II p208	民 I p28	民 I p28	
第6問		民 I p79	民 I p88	民 II p53	民 I p82	民 I p77	
第7問		民 I p240	民 II p169	民 II p176		民 I p175	
第8問		民 I p112	民 I p109		民 I p116	民 I p104	
第9問		民 I p151	民 I p151	民 I p151・152	民 I p151	民 I p151	
第10問		民 I p163	民 I p188	民 I p189	民 I p192	民 I p195	
第11問		民 I p200	民 I p207, 225	民 I p219, p108	民 I p229	民 I p236	
第12問		民 I p254	民 I p252	民 I p251	民 I p252	民 I p252	
第13問		民 I p264	民 I p267	民 I p269	民 I p108, II p181	民 I p261・262	
第14問		民 I p288	民 I p290	民 I p292, 不登法 II p14	民 I p296	民 I p287	
第15問		民 I p299	民 I p317	民 I p303	民 I p299	民 I p311	
第16問		民 II p15	民 II p9	民 II p151	民 II p14		
第17問		民 II p21	民 II p18	民 II p21	民 II p18	民 II p23	
第18問			民 II p166	民 I p245		民 I p212	
第19問		民 II p216	民 II p216		民 II p215	民 II p216	
第20問		民 II p284	民 II p261	民 II p266	民 II p293	民 II p284	
第21問		民 II p311	民 II p320	民 II p313	民 II p320	民 II p312	
第22問		民 II p393, p367	民 II p382, p407	民 II p396, p362	民 II p394, p363	民 II p400	
第23問		民 II p406	民 II p406, p409	民 II p409	民 II p410	民 II p406	
第24問		刑法	憲・刑 p492	憲・刑 p492	憲・刑 p492	憲・刑 p493	憲・刑 p491
第25問			憲・刑 p356	憲・刑 p351	憲・刑 p356	憲・刑 p357	憲・刑 p357
第26問			憲・刑 p508	憲・刑 p539	憲・刑 p544	憲・刑 p539	憲・刑 p547
第27問	会社法 商法	会・商 p39・40	会・商 p26	会・商 p40	会・商 p54	会・商 p17	
第28問		会・商 p72	会・商 p73	会・商 p68	会・商 p65, 269	会・商 p64	
第29問		会・商 p104・105, p202	会・商 p358, p205	会・商 p120	会・商 p102, p178	会・商 p143, p178	
第30問		会・商 p282	会・商 p288	会・商 p292	会・商 p294, 285	会・商 p298	
第31問		会・商 p260	商登 p320	商登 p320	商登 p320		
第32問			会・商 p350・351	会・商 p349	会・商 p357	会・商 p354・355	
第33問		会・商 p422	会・商 p408	会・商 p420	会・商 p448	会・商 p412	
第34問		会・商 p519	会・商 p522	会・商 p477・478	会・商 p522	会・商 p521	
第35問		会・商 p638	会・商 p641	商登 p569		会・商 p641	

※ 第1問は、ア～オではなく、①～③である。

※ 第29問、第34問及び第35問は、ア～オではなく、1～5である。

3 午後の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第1問	民訴法	民訴等 p22	民訴等 p172	民訴等 p61	民訴等 p84・85	民訴等 p23・24
第2問		民訴等 p108	民訴等 p51	民訴等 p50		民訴等 p51
第3問		民訴等 p205・206	民訴等 p210	民訴等 p152	民訴等 p216	民訴等 p217, p82
第4問		民訴等 p68・69	民訴等 p72		民訴等 p74	民訴等 p71
第5問		民訴等 p270	民訴等 p271	民訴等 p272	民訴等 p273	民訴等 p275
第6問	民保法	民訴等 p446	民訴等 p446	民訴等 p447	民訴等 p442	民訴等 p443
第7問	民執法	民訴等 p403	民訴等 p413	民訴等 p413	民訴等 p413	民訴等 p414
第8問	司書法	供・書 p216	供・書 p215	供・書 p261	供・書 p201	供・書 p216・217
第9問	供託法	供・書 p141	供・書 p133, 142	供・書 p131	供・書 p130・131, 139・140	供・書 p129
第10問		供・書 p75・76	供・書 p83	供・書 p96	供・書 p80	供・書 p74
第11問		供・書 p165, 133	供・書 p165	供・書 p165	供・書 p166	供・書 p166
第12問	不登法	不登 I p230	不登 I p341	不登 I p250	不登 I p176	不登 I p179
第13問		不登 I p256	不登 I p221	不登 II p68	不登 I p399	不登 I p399, p401
第14問		不登 II p148		不登 I p397	不登 I p398	不登 II p74, p77
第15問		不登 I p151	不登 I p370		不登 I p128	不登 I p151
第16問		不登 I p79	不登 I p79	不登 I p195	不登 I p195・196	不登 I p211
第17問		不登 I p80	不登 I p109	不登 I p111	不登 I p111	
第18問		不登 I p80	民 II p321	不登 I p73	不登 I p94	不登 I p62
第19問		不登 I p196	不登 I p209	不登 I p196, 民 II p358	不登 I p192	不登 I p225
第20問		不登 I p207	不登 I p211	不登 I p212	不登 I p220	不登 I p188
第21問		不登 I p285	不登 I p283	不登 I p285	不登 I p290	不登 I p284
第22問		不登 I p303	不登 I p304	不登 I p304, 308	不登 I p91	不登 I p311
第23問		不登 II p205	不登 II p209	不登 II p205	不登 II p218	不登 II p212
第24問		不登 II p215	不登 II p151	不登 II p132	不登 II p157, p130	不登 II p142
第25問		不登 II p134	不登 II p128	不登 II p129	不登 II p132	不登 II p145
第26問		不登 II p108	不登 II p106	不登 II p109	不登 II p94	不登 II p98
第27問	不登 I p219	不登 II p152	不登 I p135	不登 II p100	不登 I p136	
第28問	商登法	商登 p78	会社 p23, 商登 p86	商登 p87・88	商登 p69	商登 p93
第29問		商登 p521	商登 p161	商登 p527	商登 p268	商登 p536
第30問		商登 p171	商登 p169	商登 p174	商登 p171	会社 p145
第31問		商登 p208	商登 p206	商登 p234・235	商登 p226	商登 p229
第32問		商登 p559	商登 p331	商登 p332	商登 p330	商登 p318
第33問		商登 p392	商登 p438	商登 p388	商登 p429	商登 p390
第34問		商登 p121	商登 p124	商登 p124・125		商登 p122
第35問		商登 p650	商登 p648	商登 p648	商登 p666	商登 p669

※ 第23問は、ア～オではなく、1～5である。